

**(仮称) 栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する
条例検討委員会 議事録**

1	会議の名称	第2回(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会		
2	会議の開催日時	平成31年4月19日(金) 午前10時～午前12時30分		
3	会議の開催場所	栗東市危機管理センター 防災研修室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	福祉部 障がい福祉課	傍聴者数	0名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
6	出席委員	樽井委員長・西垣委員・野田委員・堀内委員・仲川委員・滝口委員・岡本委員・中西委員・大橋(博)委員・林委員・新川委員・佐多委員・大橋(順)委員 (以上13名)		
7	会議の議事	(1) 聞き取り結果のまとめ (2) 手話言語に関する意見について (3) コミュニケーション支援に関する意見について		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 次第 ● 資料1: 栗東市視覚障害者福祉協会からの聞き取り ● 資料2: 栗東市心身障害児(者)連合会からの聞き取り ● 資料3: 栗東市聴覚障害者協会から条例に対する意見 ● 資料4: 市議会文教福祉常任委員会先進地視察(兵庫県明石市) ● 資料5: 聞き取り結果整理 		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する
条例検討委員会 議事録
(平成 31 年 4 月 19 日 (金) 開催)

1. 開会

事務局

それでは、ただ今より第 2 回（仮称）栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会を始めさせていただきます。

はじめに、進行にあたり、委員の皆様にお願ひがあります。発言される方は、挙手いただき、氏名を述べてから発言をお願いいたします。賛否を確認させていただく際は、音声と視覚で分かるように意思表示をお願いいたします。

では、開会にあたりまして、委員長からご挨拶を頂きたいと思ひます。

委員長

前回の会議で、様々なご意見をいただきました。これから新しい条例の形をつくっていくにあたって、多くの方の様々な思ひを聞きながら、皆が納得できるような一つの条例をつくっていくことは、簡単ではありません。それぞれの思ひがありますので、とても難しい作業だと思ひています。形をつくることに焦らず、しかし限られた時間の中で、密度の濃い議論をすることが大事です。

納得のいくものをつくるためには、一人ひとりが、積極的に発言をすることが大切です。良いものをつくるためには、時には意見の対立や違いがあると思ひますが、それを恐れず、経てこそ、皆が納得できるものができると思ひます。

ぜひ、どの委員の方にも積極的に発言をいただき、良いものをつくって行きたいと思ひます。私自身、微力ではあると思ひますが、良いものができるように支えていきたいと思ひますので、本日もよろしくお願ひいたします。

事務局

では、委員長より、自己紹介をお願いいたします。

(順に自己紹介)

委員長

この会議は原則公開となっておりますが、本日の傍聴希望者はなしということをご報告させていただきます。また、本検討委員会開催にあたり、意思疎通支援者として手話通訳者 2 名、要約筆記者 4 名、盲ろう通訳介助者 2 名にお越し

いただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

では、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会設置要綱第6条により、これより委員長の進行で議事を進めていただきたいと思います。

2. 議事 (1) 聞き取り結果のまとめ

委員長

それでは次第に従い、進めていきたいと思えます。

一つ目の議題として、(1) 聞き取り結果のまとめについて事務局より説明をお願いします。

(事務局より資料1・資料2・資料5の説明)

委員長

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

委員

資料5裏面の「手話を学ぶ機会の確保」について。

「欧米のように、幼い頃から手話を言語として身につけ、手話で学ぶことができるような環境づくりをして欲しい。」の部分の対象となる幼い子どもというのは、聴覚障がいを持っているお子さんのことでしょうか。下の段に書いているように、一般的な健聴児のことを指しているのでしょうか。

事務局

「幼い頃から手話を言語として身につけ」というのは、聞こえないお子さんのことで、聞こえないお子さんが小さい頃から手話を言語として身につける環境づくりであると捉えています。

委員

補足をさせていただきたいと思います。「欧米のように」と書いてありますが、具体的に言いますと、二つの形式があると思います。聞こえないと分かった時点から手話で教育をする形式、もう一つは、インクルーシブの考え方で、地域にいる聞こえる子どもたちも含めて一緒に手話を学ぶ形式です。

委員長

補足の情報、ありがとうございました。他に、質問ありますでしょうか。

委員

市民に求めることについて発言します。私は、手話を広めたいという想いがあります。イベント等で、手話がわからない人のためのコーナーを設けること、また、障がい種別にわけ、それぞれのコミュニケーション方法について、市民の方に理解してもらい取り組みをしていただきたいと思います。現状では、不十分だと思います。

具体的には、栗東市の広報に載せていただく必要があると思います。「聴覚障がいとは」「視覚障がいとは」等、その他の障がいについても、毎月載せて、皆さんに見ていただき、理解いただきたいと思います。毎年12月の障がい者週間に合わせて、市役所でポスター掲示をする等して啓発をしていますが、それだけではなかなか効果がありません。やはり、日常的に広めていくことが大切です。チラシを配るだけでは、啓発にはなりません。啓発の方法については、今後、皆さんと考えていきたいと思っています。

委員長

事務局より回答をお願いいたします。

事務局

ご意見、ありがとうございます。今いただいた意見は、障がい理解の部分だと思います。日常的に啓発していくのは、我々の責務だと思っていますので、取り組んでいきたいと考えております。

委員長

ありがとうございます。では、次に議題「(2) 手話言語に関する意見について」事務局よりお願いいたします。

- (2) 手話言語に関する意見について
- (3) コミュニケーションに関する意見について

事務局

条例をつくるにあたり、様々な団体から意見を伺いました。栗東市聴覚障害者協会から、手話言語条例を単独で制定してほしいという意見を、前回の検討委員会でもいただきました。そのような経緯があり、事務局から協会に、文書でわからない部分等について、意見を求めさせていただきました。その結果について、回答をいただきました。

(資料3 報告)

委員長

ありがとうございます。栗東市聴覚障害者協会から出していただいた意見は、条例を定めていくにあたり、非常に重要な意見です。ここをきちんと議論していかなければ、この先の条例が、いわばボタンの掛け違いのようになってしまいます。しっかりと時間をかけて、対立も含めて、率直に議論することがとても大切であると考えます。

ポイントは、いくつかあります。まず、資料3の②の部分で、「言語」と「コミュニケーション」の混同、ここが問題であると主張されています。この部分に対して「言語」、「コミュニケーション」という言葉の理解が、委員の皆さんの中でも、それぞれの捉え方があったり、見解の違いがあるかと思えます。まず、ここをはっきりさせなければならぬと思います。

次にそれを土台にして、手話言語と障がい者のコミュニケーションの支援を同じ条例で構成するのか、別々につくるのか、明石市と米原市の例を挙げて、提案がなされています。それが③につながっていきます。栗東市聴覚障害者協会のご意見としては、手話言語の条例と障がい者コミュニケーション支援の条例をそれぞれ独立させて欲しいとおっしゃっています。その根拠としては、「言語」と「コミュニケーション」を混同してはならないということです。

この部分の議論は、聴覚障がいの方だけではなく、資料⑤にあったように他の障がい、発達障がいの方、認知症高齢者の方等、あらゆる日常生活、社会生活の中でコミュニケーションに制限のある方たちの意見を包摂できるような議論にしていく必要があります。したがって、この部分に関して、この後、積極的な意見交換、議論をしていただきたいと思います。1時間経ちましたので、休憩をとります。

休憩（10分間）

委員長

再開します。まずは資料3について、意見を出していただきたいと思います。

委員

娘が聴覚関係の学校に行っています。娘に、「手話言語って何？」とよく聞きます。何回も聞きます。それでもやはりわからないので、怒られるかもしれませんが、「結局はコミュニケーションをとる一つ的手段ではないのか」と、私たちの感覚を伝えます。しかし、「手話には文法もあり、手段だけではない」と言われます。手話言語とはこういうものと、説得していただきたいと思います。正直言って、そのような部分が分からないのです。

視覚障がい者は点字を使います。点字は、墨字を点で表すようなものという考え方をします。手話は根本的に違うということ、もう少し噛み砕いて、分かるように説明をお願いします。

委員長

ありがとうございました。このことについては、ご提案いただきました、栗東市聴覚障害者協会の方から回答をいただくのが良いかなと思います。

委員

第1回目の会議でも申し上げましたが、やはり、「言語」と「コミュニケーション」に関する学習会が必要になるのではないかと思います。言語とは何か、コミュニケーションとは何かという定義をはっきりさせるところから議論を始めないと、ボタンの掛け違いになります。一人ひとり、先入観をお持ちだと思います。前もって定義を学習し、手話が言語である仕組みを学びます。

日本語が言語であることの理由を、皆さんが説明するとなると大変難しいことだと思います。同じように手話についても、なぜ手話が言語なのか、聴覚障がいの方に聞いても、説明は簡単ではありません。日本語が言語であるという理由は、学校で教えてもらっていません。同じように、聴覚障がい者も聾学校で、手話を学ぶ機会というのは、正直ありません。先輩が手話で話しているのを見よう見まねで覚えて、聾学校に通ってくる生徒に受け継がれていく感じです。先生も同じように真似をし、子どもの手話を参考にしながら、手話を使って授業をしている訳です。手話を教えるのではなく、手話で教える。しかし、手話そのものが充分ではないので、手話から日本語を正しく身につけることが、困難なことがあ

ります。

例えば、「この本しかない」という日本語です。意味としては、「この本だけがある」という意味になります。しかし手話で表すとこのようになります。

(この(指差し)／本／だけ／ない)

「ない」という手話をつけ、伝えたと思い込んでしまいます。日本語で「この本だけしかない」と聞くと「無い」という手話を使ってしまいますが、その本が「無い」ということになり、意味が変わってしまうのです。しかし実際は、「その本だけがある」ですので、指差しといった文法を使わないと正しく伝わりません。音の通り手話を表して、それだけを覚え込んで、それで良いという考え方が聾学校や手話サークル等でされ、そのような手話が使われているがために、実際に聞こえない人と手話でコミュニケーションをとった場合に、意味がずれていってしまうのです。そのような例が沢山あります。

もう少し簡単に話しますと、言語というのは“コード”と言います。“コード”の例を挙げると、日本語、フランス語、英語などです。手話も含まれます。その国、場所で話されている言語という意味になります。ところが、日本の場合は、日本語という“コード”がありますが、様々な立場の人が分かるように、それを方法として変化をさせています。それを“モード”と呼んでいます。“モード”の例を挙げると、文字、視覚障がいの方の場合は点字、また、身振りがあります。聞こえない人に対しては、日本語に対応した手話“日本語対应手話”と言います。そういったものをすべて“モード”と言います。“モード”はいろいろなものがあります。今、話題にでている「コミュニケーション」は“モード”の部分に含まれます。“モード”を身につけるためには、まず“コード”の言語をしっかりと学ぶ必要があります。私たちは日本語という“コード”を学び、それをどのように伝えていくか、どのような“モード”で伝えるかという工夫が必要です。

逆に考えますと、手話を“コード”として学ばずに、いきなり“モード”としてやると、「この本だけしかない」といった先ほどの例のように、意味が変わってしまいます。“コード”としての「言語」と“モード”としての「コミュニケーション」を混同すると、まずいということが分かっていただけではないでしょうか。

二つ目ですが“コード”としての言語は獲得するものです。コミュニケーションとしての“モード”は獲得とは言いません。これは習って身につける、習得です。このように獲得のプロセス、習得のプロセスを考えると、言語は獲得するもの、コミュニケーションは習得するものとなります。異なるものを、一つの条例にすることには無理があります。このような学習をやっておかないと、この条例が具体的なものにならないのではないかという懸念をもっています。

「手話はなぜ言語なのか」を短時間で説明をするには難しいです。学習会をし

て丁寧に話をしていく必要があります。先ほど「この本だけしかない」という例で、簡単に手話の仕組みを説明させていただきましたが、大事なものは、手話という“コード”とは、どういうものなのか、そのいろはを学習して、皆さんと一緒に、より良い学びにしていければと思います。そうすることによって、手話言語条例としての確実なスタートとなっていくのではないかと思います。

委員長

ありがとうございます。今の回答について、ご意見等ありますか。

委員

ありがとうございました。そうすれば、率直に言わしていただきます。聴覚障がい者の方は、どのようにして一般の健聴者の方々とコミュニケーションをとろうと思っておられるのでしょうか。コミュニケーションのとり方と、手話言語の考え方は全く違うという風におっしゃいました。おそらく、手話でコミュニケーションをとるとおっしゃると思いますが、それならそれで、この条例一本化の中に、ある程度コミュニケーションも入れていって良いのではないかという感じもします。やはり疑問なのでしょうか。

委員長

間に入って恐縮ですが、まず言語で有るか否かという問題があります。この場で議論しているのは、かつ、条例としてどうしていくかという部分です。先ほど出た意見の意味合いでは、独立した手話言語の部分は、他のコミュニケーションと一緒にすると、意義が無くなるということですよね。それも含めて、他の方の意見も聞いてみたいと思います。

「言語」と「コミュニケーション」との違いがあります。そしてこの場で具体的に決めなければいけないのは、一つの条例として、章立ての中で手話言語とコミュニケーション支援の内容を二つに分けるのか、それぞれ独立した条例にするのか、この部分を詰めないと、先に進めないで、ぜひ皆さんから、どんなことでも発言いただきたいと思います。

委員

その議論をする前に、先ほど質問いただいたことに対して、お答えしてよろしいでしょうか。聞こえない人にとっても、社会で生きるために、当然日本語が必要です。言語として、日本語を学ぶ必要があります。皆さんは日本語を使って、コミュニケーションをとっています。第一言語が手話である私たちにとっては、第二言語である日本語を使って健聴者とコミュニケーションをとっている訳です。

逆に皆さんには、第一言語である日本語を使って私たちとコミュニケーションをとるだけではなく、第二言語で手話を学び、それを使って私たちとコミュニケーションをとっていただきたいです。

聴覚障がい者は、二つの言語を使い分けています。最終的に第二言語としての日本語を使って、健聴者とコミュニケーションをとってきた訳です。インクルーシブの社会を目指すという観点では、皆さんも第二言語としての手話を学んだ上で、聴覚障がい者とコミュニケーションをとっていく。そのような視点が、本当の意味でのインクルーシブ社会に繋がっていくのではないかと思います。

手話をコミュニケーション手段として使っていただくのであれば、やはり言語として学んで身につけていただくことが先ず大事であるという想いで、意見を申し上げました。そのことを理解していただきたいと思います。

委員長

ありがとうございました。皆様からご自由に意見をお願いいたします。

委員

私も聴覚障がい者でありながら、手話の獲得環境がありませんでした。やむを得ず、音声言語にあわせて、日本語を獲得してきた経緯があります。滋賀県内の障がい者手帳をお持ちの聴覚障がい者は、約 4,500 人いると言われています。その方に聞くと、手話を獲得するきっかけがない人がほとんどでした。手話を獲得する環境があれば、まず、手話を言語として身につけることができる訳です。自身の言語意識とアイデンティティの確立につながると思います。それが無いと、アイデンティティを確立できないまま、聞こえる人に合わせて、生活していく状況が続く訳です。そのような声をよく聞きます。逆に手話に対する理解もありません。そのような状況がずっと続いてきました。

2年前からようやく、滋賀県内でも近江八幡市、米原市、大津市と手話言語条例が制定されてきました。聞こえない人にとってのアイデンティティの確立に繋がり、自分に誇りを持つようになってきたという状況が見られます。栗東市も聴覚障害者協会の思いをしっかりと受け止めて、手話言語の獲得環境の整備、施策推進をしていただきたいと考えます。

子どもが生まれ、聞こえないと分かった時に、どこまで支援をしていくのか。子どもだけの問題ではありません。家族や周りの人への支援も必要です。福祉の面だけではありません。医療や教育も含めて連携が無いと、当事者が孤立してしまいます。そのような状況が、実際に生まれています。聞こえなくても、音声言語がなくても大丈夫、コミュニケーションできるから大丈夫と言われても無理があります。人間として尊重される環境づくりが必要であると、私は思っています。

す。そのようなご理解をいただいた上で、学習会を開きたいと思います。

委員長

ありがとうございます。アイデンティティの問題、そして、手話が単に口話の補助手段、聞こえる人に合わせるための手段ではなく、人として尊重されるための、原点の部分をおっしゃっていただいています。

その視点で言えば、聴覚障がいだけではなく、どのような障がいがある方にも共通して言えることですよね。様々なコミュニケーション手段をとっている方、例えば聞こえない、見えない、或いは、多くの人が無気なくやっている、人と繋がるということに、ものすごく制限を受けてこられた方に、共通して言えることではないかと思います。他の障がいのある方も含めて、「人に合わせなければならない、自分自身のありのままにいるという尊厳が保障されないようなことに対して変えていこう」ということでは、共通テーマになるのではないかと思います。ぜひ、他の方の意見を聞いていきたいと思っています。いかがでしょうか。

委員

意見というより、感想でもよろしいでしょうか。聴覚障がいがある方が、学校教育の中で、手話を学ばれていないということにびっくりしました。聾学校の中で、なぜ手話を獲得した先生が、子どもたちに手話で教育できていなかったのかなと思いました。

身体の不自由に関わらず、いろんな方と、お話したい、仲良くなりたいという思いが根本にあるので、私のつたない手話では、伝わりにくいところもあるかもしれません。しかし、その方が考えておられることを知りたい、分かってほしいという気持ちがあります。手話で話をして、難しい部分は筆談をしてでも、想いを共有することができたら、お買い物などの生活面で、よりその方と近づきながら、交流ができるのではないかと思います。

委員長

ありがとうございました。

委員

本来ならば、聾話学校の教育については、教員の委員からお話すべきですが、本日は欠席ですので、私が知っている立場でお話をさせていただきます。

全国には聾学校（聴覚障がい関係の学校）が104校あります。実は聾学校というのは、学習指導要領に基づいて行われておりますので、基本的に手話についての勉強のカリキュラムはありません。日本語、つまり国語に沿ったカリキュラム

はありますが、手話に関する正式なカリキュラムはありません。そのために学校としては、自立活動の場で、指導する機会があるだけです。手話の指導についての具体的なカリキュラムはありませんので、やむを得ず、手話のできる先生が、小学部、中学部、高等部の自立活動の中で、計画を作成し、指導されています。小学部の場合、4、5、6年の中で自立活動がありますので、その時に教え、表現方法を学習します。中学部の場合は、聞こえない先生が、カリキュラムを作成し、手話表現をしたり、日本語の仕組みなどを指導します。高等部についても、生徒に合わせて、教えているという状況です。ですので、生徒が手話を全く学んでいないというわけではないのですが、国語に比べると、カリキュラムがありませんので、不十分な中でやっています。そのような状況であることを、ご理解ください。

委員長

ありがとうございました。他にご意見ありますか。

委員

私は、主に手をつなぐ育成会（知的障がい者当事者・親・支援者の会）の活動をしています。当事者ではないので、当事者がどうかと言われたら何とも言えないのですが、親の立場で意見を述べさせていただきます。

手話言語については、問題点が一つあって、それを解決していけば良いのですが、障がい者のコミュニケーションについては、障がいの種別も違い、これだというのは出せないと思います。結局は、小さい頃から障がいのある人たちに優しくする気持ちを、皆が持てたら良いというのが、究極の方法だと思っています。息子とのコミュニケーションについて言いますと、挨拶はできますが、細かい会話になってくると、難しいです。一人ひとり違うので、これだというのは示せないと思います。

障がい理解に関しては、小さい頃からの障がいのある子どもや大人がいるということを知ってもらい、皆が優しさを持てるような、障がいについての教育が本当に大切だと思います。今は障がいも多種多様になっており、支援学級の子どもも増えています。この間、支援学級の先生と話をしていました。先生は、学校間の、交流を持つようにしているとおっしゃっていました。大事なことですし、広げて続けて欲しいと思います。しかし、そのような交流教育に力を入れても、養護学校に入るとその中でかたまってしまって、交流がなくなってくるという心配があると伝えました。大きな問題だと思います。結局は、障がいを理解することが大事かなと思います。

委員長

根本的な部分に関する、大事なご意見だったと思います。

次の議題は資料確認だけ行うことを先ほど事務局に確認しましたので、もう少しこの議論を続け、いろんな角度から自由に意見をいただきたいです。今日、手話言語の部分で独立させる条例とするか否かの結論に至るには、少し難しいかなと思います。第1回目の検討委員会で、12月の議会に条例案を上程して、来年1月に施行するという仮のスケジュールが出されていましたが、事務局に確認したところ、必ずしも、スケジュールに合わせるのではなく、きちんとした議論をして、皆さんが納得した良いものをつくりたいということでした。ですので、この後皆さんにも、あと何回くらいの議論で、どのような内容で進めていくのかを考えていただきたいと思っています。もしかしたら、先ほどの勉強会を含めて、当初予定していたプラスアルファの会合が必要になるかもしれません。それを頭に入れていただいて、今、この場で、もう少しお願いします。

今、知的障がい者の親の立場のご意見をいただき、非常に良かったと思います。ご発言いただけていない方、ご意見ありましたらぜひお願いいたします。

委員

条例を制定するにはという言葉が繰り返し出てきていますが、手話言語条例とコミュニケーション支援条例の案が具体的にあれば、比較検討ができると思いますが、そこが見えてきません。また、条例を制定することにより、栗東市がどう変わるのか、障がいがある方々、また、私たちにとって、どう住みやすい街に変わっていくのかを考える委員会でもあると思います。それを今後前向きに考えるには、もう少し具体的な条例案が事務局から出ると、考えやすくなると思います。

委員長

手話言語単独で条例を定めている自治体と、明石市のようにコミュニケーション支援を並立している自治体があります。どちらが良いのか、検証するというのも、次の議題にあります。かなり難しい作業であると思います。形として、分けるとか分けないとかという要素があり、実際に行う場合に市民の意識、行政の意識、様々な団体、当事者の方々の意識をどうもっていくのか、形と中身と進め方、一番影響が大きいのはどれかということもあるので、これを検証するのは、簡単ではないです。少なくとも現段階では、今回の資料にもあるように、一緒にすることへの危惧が出ていますので、他の自治体の資料も検討して探っている状態です。それも含めて、この場で議論していくことになりますので、今おっしゃっていただいた論点は大事だと思います。他にご意見等ありますか。

委員

感想になります。2回目の検討委員会に寄せていただいておりますが、ぼんやりとしかわかっていません。まだ、外から覗いている感じで、様子をうかがっています。今後、できるだけ出席させてもらって、皆さんと一緒に深く考えていきたいと思えます。

委員長

ありがとうございます。少し、私から発言させていただきます。率直に思ったのですが、シンプルに言うと、手話言語とコミュニケーション支援、一緒ではダメなのですかというところで、どうしてもその根拠を考えてしまいます。この条例で手話が言語であることを認定することと、市全体のあらゆる障がいのある方、ない方も含めて、社会全体として、人と人が、きちんとお互いを尊重し合いながら、どのようにコミュニケーションをとっていくのかを考えていく。自分の中の一番の根っこにあるのが、そういった部分です。そのような意味では、コミュニケーション支援という大きなくりの中で、それぞれの障がい種別ごとに課題の特性はあると思うので、各章立ての構成の中で入れていくという案でも、そんなに大きな問題はないのではないかと、私は率直にそう思っています。ただし、それは理解不足も大いにあるかとは思っています。そのため、今、皆さんに意見を聞いています。

手話を言語として認定する、条例として独立させなければならない根拠、前回もお尋ねしたのですが、ここですね。例えば、点字は言語とは言わないのかとか、重度の知的障がいの方、いわゆる、音声やその他も含めて、表情や身振り手振りの表現としてのコミュニケーションしか持ち得ない人はどうするのか、手話を言語ということ認めることにどのような価値があり、それをしなければ条例として先に進めないのか。今、点字の例等も挙げましたが、そのあたりをもう少し率直にお願いします。

資料3で主張されている内容というのは、すごく長い歴史の経過があり、心から出てきたご要望だと思います。私も知らない部分があり、とても尊重したいと思います。しかし、条例として構成する時に、明石市のように並列した条例が本当にいけないのか、これだけは絶対止めて欲しいものなのかどうなのか、しっかり議論しないといけないという気がします。

コミュニケーション支援は、視覚障がい、精神障がい、発達障がいの方も含まれていくと思えます。それの方が、普遍的なコミュニケーション支援になると思えます。ただし、「コミュニケーション」という言葉の理解が、今日この場ではまだ統一されておらず、皆さんが納得できる方向性が見えてきていないのでは

と思います。

「言語」として認定するという部分、条例として独立させるのかどうか、やはりここだと思います。これに関して、今日の段階で皆さんご意見があれば、聞きたいです。それを踏まえて、次回どうするか、今後の予定についても、ご意見いただきたいと思います。

委員

先程、委員長からおっしゃられましたように、私たちにとって、手話言語条例とコミュニケーション支援条例を一本化することが、本当に困るのではなくて、例えば明石市の他にもありますが、一本化しているところの効果が見えない訳です。資料3の①に書いてありますように、明石市に住んでいる、聾者の何人かに聞いてみたところ、スタートして歴史が浅いということもあるのかもしれませんが、はっきりした答えが無い訳です。当事者から、一本化したいとかいう意見を出したとは聞いていません。ですから、私たちも一本化してもよい、という風には言えないのが実際です。不安や懸念があります。一本化した自治体に住んでいる当事者から良かったという評価があれば、懸念は無くなると思います。明石市その他の一本化の条例をみたところ、どのような効果があったのか、知りたいと思います。

最初に、なぜ、栗東市が明石の条例を持ちだしてきたのかが理解できません。3年前に栗東市聴覚障害者協会から手話言語条例を作ってほしいという要望を出しました。その時は拒否されたわけですが、明石市との例をとって、二つの条例を一本化というと、どんどん進んでいく。この状況が理解できないです。当事者の声を聴いて、私たちも安心できるような材料をいただければ、納得できると思います。そういうことも合わせて、明石市のような一本化した条例の効果を一緒に確認をしていくことが必要だと思います。

委員

先ほど意見が出ていましたように、全国的には手話言語条例と情報コミュニケーション条例を分ける自治体があります。そういった例も参考に持ってきて欲しいというのが一つ。北海道・札幌市は、最初は統一した条例を作るという案が出されましたが、北海道のろうあ連盟、札幌市聴覚障害者協会の方から、やはり一本化は財政措置を考えると安心ができないので、別々の条例が必要という意味表明があって、結局はそれぞれ独立した条例になった訳です。そういう例もあります。全国様々な例がありますので、明石市だけの例を出されても、納得がいかない部分があります。幅広い例を出していただきたいのと、財政措置の考え方もきちんと資料として出していただかないと、材料にならないと思います。第

3回目の検討委委員会の前に学習会を開いて、理解の上に、次回会議を開いてはどうかと思います。

委員長

ありがとうございました。他の方ご意見ありますか。

委員

手話のことも、分かってきつつあります。私たち視覚障がい者にとって、点字は認められた文字です。点字で投票することや署名活動も点字でできるようになってきました。点字を認めていただいていると喜んでいきます。点字と手話は違うよという想い、当然だと思いますし、分かります。情報を入れていく、コミュニケーションをとっていく手段については、手話、点字、音声、拡大文字などがあります。手を使えない方がページをめくることができないとなると、情報を取り入れられないということにも繋がってきますので、そういう部分への考えも必要になると思います。障がいによって、当然、様々なことが考えられると思います。手話言語、情報コミュニケーションというあらゆる部分から考えていく中で、この条例がかなり大きく膨らんでくことは仕方ないと思います。やはり、我々障がい者が一つになって、皆さんと一緒の条件でいたんだという気持ちだけは一つにして、表していくことが大事だと思います。

委員長

ありがとうございました。他にご意見ありますか。

委員

聴覚障害者協会の方にお聞きします。一本化で進めておられるところが、条例を始められたことによって、どんな風に良くなった改善された、暮らしやすくなったかというのを、具体的にお聞きしたいと思いました。

委員

資料3の①に書いたように、一本化したことよっての良好な効果が、私たちにとても見えていない状態です。答えようがないです。

委員

二つに分けたものでは駄目なのかどうか、逆にみなさんにお伺いしたいです。なぜ一本化しなければならないのか、そこを聞きたいです。手話言語条例を作った上で、情報コミュニケーションの条例を障がいの有無に関係なく、情報アクセ

スできるような条例を整備することが、なぜいけないのでしょうか。

委員

先ほど意見が出ていた、手話言語に対する学習会について。私自身、手話言語に対して理解していないので、ぜひ実現していただきたいと思います。

委員長

ありがとうございます。一つのテーマが、条例を二つに分けるのか、一つにまとめるのかという部分です。今回明石市が例に挙がっていますが、両方の意見から、幅広い角度で言うと、一つにした方が良い、悪いはまだ分かりませんよね。独立させた方が良いというような根拠や実際面について例を出していただくこと、明石市の例だけではなく、この場にいる皆さんからも一緒が良いという意見を率直に言うことで、良い議論になると思います。

残念ながら今日行うのは、時間的にも難しいと思いますが、今までの流れを踏まえて言いますと、その部分の議論を次回しっかりしていきたいと思います。勉強会というのは、趣旨としてはなぜ手話言語ということが重要なのかということと、ころを教えてくださいという形で合っていますか。つまり、手話そのものの勉強会ではなく、なぜ言語なのかという、歴史を踏まえた内容ということですね。

委員

はい。学習会の内容は3つあります。まず、①言語とは何か・コミュニケーションとは何かという定義について②手話が言語であるという意味について（どのような言語なのか基本を学ぶ）③様々な形体で制定された他自治体条例の比較検討。制定後の様子という内容です。最初の二つをまとめて1回、3つ目を2回目の学習会でやってはどうかと思います。

委員長

具体的にはこの場で即答できませんので、事務局とまた相談して決めていきたいと思います。公平性の観点から、一つ確認です。言語とは、コミュニケーションとはという内容は、どの障がいの方にも共通テーマとして議論できるような内容ということで、お願いします。今回の切り口としては、手話言語・聴覚障がいの部分ですが、どの障がいの方も共通に議論ができる形での勉強会にしていけたらと思います。

この提案を受けて、勉強会を1回か2回開催するという方向でよろしいでしょうか。反対意見、別の意見があればお聞きします。

委員

なぜ明石市の条例にこだわるのか、その条例を持ち出してきた理由をお聞きしたいと思います。

事務局

今回栗東市が目指す条例につきましては、経過はいろいろあるのですが、まず議会の方から手話言語について栗東市の考えを求められたという経緯があります。そこで、栗東市としての方向として、手話言語条例を作っていきたいと思います。ということで、回答させていただいております。それだけではなく、幅広い障がいのあるすべての方がコミュニケーションをとるということを踏まえ、たまたまこの自治体でもよかったのですが、明石市がそういう条例を先駆的に取り入れられたので、そこを参考にさせていただくということで、明石市を出したということですが、必ずしも、明石市のような状態での条例ということは考えてはいないのですが、たまたま明石市を参考にさせていただいたということになります。

ただ、栗東市としては、私の想いだけかもしれませんが、最終的な目標を、条例をつくるということに置いているということではなく、その先皆さんがコミュニケーションをとり、施策を推進していけるようにするということが最終目標に置いておりますので、条例をつくるのが目的ではないと考えています。

委員

各地に条例があると思いますので、たまたまここが良いからという風に持ってこられるのは、私たちの人生に関わるものになりますので、きちんと探して参考として出していただきたいと思います。

事務局

言葉の、たまたまという表現が悪かったと思います。数多くある中で、どこを参考に選ぶかというのは、難しいところです。やはり、最初に取り組まれたところを参考にさせていただきたいという思いがありました。

委員長

ありがとうございます。明石市を一つの例として出していただきましたので、具体的にここを改善してほしいと言っていただいて議論していくことが大切です。もしかしたら、これで十分である、良くできているという意見もあるかもしれませんが、ここからは議論を進めていくしかないのではと思います。

時間も超過しておりますので、勉強会をどうするか、先ほどの話に戻ります。少なくとも、今おっしゃっていただいた論点を、きちんと学ぶ形をとりたいと思

うのですが、次回検討委員会で議題として皆で学んでいく形で進めることでよろしいでしょうか。ご異議なければ、次回委員会と呼ぶのか、勉強会と呼ぶのか分かりませんが、きちんこの議論はしていきたいと思います。

今回報告予定であった10月に明石市を視察してこられた報告、今回は時間の都合で割愛します。もしかしたら今後出てくる資料では、他の自治体の取り組み等も併せて出していただけのかもしれませんが、また、皆さんからも具体例を出していただいて、事例等を検討しながら、委員会を進めていきたいと思います。次回の方向性としては、先ほど出していた論点について、特化して話し合うということによろしいですか。

(承認)

一旦この議題に関する意見はここで締め切らせていただきます。

3. その他

事務局

資料4明石市の視察記録については、出させてはいただいたのですが、時間の都合で、各自読んでいただくということをお願いします。

今後のスケジュール等につきましては、事務局としては、前回スケジュール案を出させてはいただきましたが、それに合わせるということではなく、皆さんの意見を尊重しながら、進めていきたいと考えております。また委員会の中でスケジュールを示していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

次に集まったの勉強会あるいは議事については、改めて決定後お知らせがいくということによろしいでしょうか。

事務局

はい、またお示しをさせていただきます。即決ができかねますので、そのあたりのご理解をよろしく願いいたします。

委員長

ありがとうございました。以上で第2回検討委員会の議事を終了いたします。

4. 閉会

事務局

委員長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様にも活発なご意見をいただきありがとうございました。

次回の開催につきましては、5月の下旬か6月の上旬頃に、こちらの方で日程を組ませていただいて、ご連絡させていただきます。本日は長時間の協議、ありがとうございました。今後ともいろいろな意見をよろしく願います。お気をつけてお帰りください。